

○添付書類（法人合併の場合）

- 1 議事録写し（合併等当事会社等）
- 2 合併契約書写し
- 3 合併後経営事項審査結果通知書（写）
- 4 公正取引委員会発行の受理書（大規模合併等の場合のみ必要）
- 5 商業登記事項証明書写し（合併等当事会社等）
- 6 建設業許可証明書写し（合併会社）
- 7 消滅会社の建設業廃業届
- 8 京都府税の納税証明書原本（合併会社等）
- 9 消費税・地方消費税の納税証明書（書式その3）写し（合併会社等）
- 10 営業所一覧表（合併会社）

- ただし、合併については、申請者にそれぞれの形態・規模・目的等があるため、個別に必要とする書類の提出を求めることがあります。
- その他フロー図などの参考資料があれば1部提出してください。
（特に業種の移転状況が良く分かるように記載されたもの。）
- 営業譲受者の方は、前提として営業譲渡者と同じ建設業許可があることが要件となります。
- ただし、個別に必要とする書類の提出を求めることがあります。